議会運営

予算特別委員会を設置

3月議会では平成18年度一般会計当初予算並びに平成17年度補正予算は議長を除く17人で予算特別委員会を設置し審査を行う。

今後、予算決算の審査は特別委員会を設置し行うこととした。

出前議会の開催

出前議会について町内会連合会の幹事会に出席し、開催をお願いした。

議員全員の協力で出前議会の開催を具体的に進めていきたい。

建設

上水道事業の経営

吉原橋掛け替え工事に伴う水道管布設替え工事、土生山浄水場、緩速ろ過池2号池防食、防水工事が2月末に完了。

排水管布設替え工事は向ヶ丘団地ほか工事が80%、桜丘4丁目地内工事が70%、亀山工業団地内工事が15%、別府鏡地内工事が25%、桜丘1丁目地内工事が15%の進捗率。

下水道事業の推進

2月末現在の下水道の水洗化状況は区域内処理人口2万8、954人に対し、水洗化人口2万7、379人で水洗化率は94・56%。

都市計画街路線について

事業主体の福岡県により、宇美町起点より認可区間の1、230メートルを調査測量設計等の委託業務を行っている。

宇美川復旧について

水車橋上流の助成事業については馬越第一堰(右岸側)の改良工事、馬越第一堰から河原井堰区間の浚渫工事、河原井堰から瀬戸井堰間の根固めと浚渫工事、吉原鹿田井堰、中井堰の改修工事は進捗率80%から90%で3月末に完成予定。吉原橋橋台工事は5月に完成する予定。

水車橋下流の復旧事業については稲城橋下流右岸工事は3月末に完成予定。

亀山橋、亀山新橋上流区間の根固め、河床掘削工事、片峰橋下流、片峰新橋区間の根固め、河床掘削工事は完成が4月中旬となる予定。

亀山新橋上流、仮屋橋下流区間の根固め、浚渫工事にも着手している。

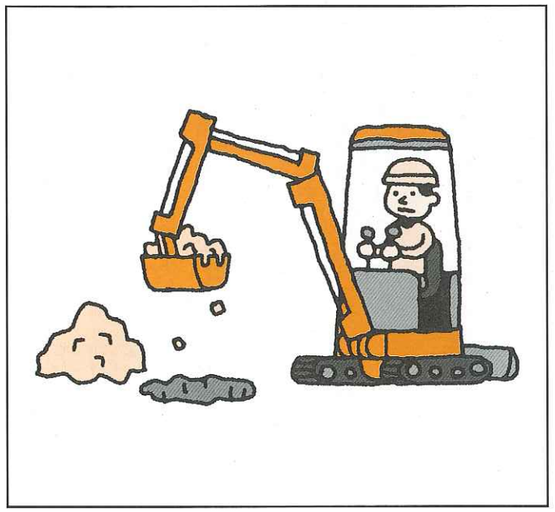

議会最終日報告

水道事業企業職員の給与改正条例

人事院勧告において公務員給与に地場賃金を反映させるために地域間配分の見直し、年功的上昇の見通が平成18年度から実施されるために改正。

「調整手当」を「地域手当」に改め、支給額を「100分の4」から「100分の3」とするもの。　賛成多数

平成18年度下水道会計予算

平成18年度の下水道整備は36ヘクタールを予定。

総整備面積は598ヘクタールとなる予定で事業認可区域の80.9%である。予算総額は14億3、500万円。前年度比は5、47%の減。

新規事業は公共下水道工事の補助対象工事として、田富3丁目地内工事外5件、単独工事分として田富4丁目地内工事外7件を予定。　全員賛成

平成18年度水道会計予算

平成18年度の業務予定は給水戸数1万6、140戸、年間総給水量387万6、300立方メートル、1日平均給水量1万620立方メートル。

収益的収入10億2、944万円、支出9億3、731万円を予定し、当年度純利益8、785万円を見込む。

資本的収入及び支出は、収入予定額8、875万円に対し支出総額は3億4、232万円。　全員賛成

総務文教

全小・中学校で二学期制実施

二学期制検討委員会の答申の結論は二学期制を活かした教育課程の創意工夫により、児童・生徒には成果があらわれつつあるが、保護者に対しては今後も児童・生徒の伸びを伝え、理解啓発していく努力が必要である。

教育委員会として今後二学期制の安定と発展を期し、18年度は全小中学校で二学期制を実施する。

写真　二学期制導入決定

18年度の教育行政の主要施策は

小・中学校の連携を強め、9年間をひとまとまりとして教育のあり方を内容や方法の面からよりよいものにしていくことを重点課題として取り組む。

不登校対策

昨年後期から志免中に不登校援助教室が設置され、徐々に効果が上がっているとの報告があり、志免東中にも設置を要望した。

住民との協働について各課へヒアリング

行財政改革については住民と行政の協働事業についてはどういうものがあるか各課へヒアリングを行っている。町内会についても聞き取りを行う。

協働事業を名ばかりでなく、一つ一つの事業仕分けを含め、明確なビジョンを持って進めるべきと提言した。

男女共同参画

男女共同参画条例を既に策定している自治体もあり、策定に向けて計画を立てるよう要望した。

議会最終日報告

長期継続契約を締結する事ができる契約を定める条例の制定について

契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、事務上支障を及ぼすものについては条例に定めれば議会の議決がいらない。

内容　①庁舎等の管理　②住民検診業務
③給食業務　④福祉バス
⑤廃棄物の運搬業務等

その対象を具体的に出し審議する必要があるためこの議案は継続審査とする。

志免町特別支援教育サポートチーム設置条例の制定について

通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒に対し、保護者との共通理解を図りながら関係機関と連携した適切な教育支援を図るため設置するもの。

内容　①サポートチームは児童生徒のニーズを把握し、支援の内容と方法を明らかにするため関係者の相談を受け助言する。
②関係者からの申し出による発達障害の判断とその該当児童生徒に対し望ましい教育的な対応について意見や助言を行う。

サポートチームは、専門家チーム、教育相談員、特殊学級相談員等10人以内で構成する。これまで特殊学級だけで軽度の発達障害は入っていなかったがこの条例制度により通常の学級に在籍する生徒も軽度の発達障害の疑いがあれば支援していく。　全員賛成

付託議案

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出の陳情。一部反対、賛成多数で採決。